

## 『日本書紀』編修論序説

笹川 尚紀

【要約】 本稿は、『日本書紀』欽明二年（五四）三月条の帝王本紀にまつわる分注を主たる切り口として、『日本書紀』の編修に係わる実態の一斑、および『日本書紀』の編纂開始の時期について説明することを試みたものである。

欽明二年三月条の分注は、複数の皇子女系譜に関し、編者がいづれが妥当か判断がつかない場合、それらを本文・分注に掲げるにおよんだことを指し示したものとなる。そうした『日本書紀』の凡例の一つに相当するような記述が、巻第一九にいたってはじめて取り上げられたのは、採用した異説が同書のなかでもっとも多かったがゆえと判断される。

また、編者は、複数の皇子女系譜などの掲載にあたっては、正しい可能性がより強いものをできるだけ本文として呈示するよう努めたことがおさえられる。

『日本書紀』の編纂時期をめぐっては、天武朝から長期にわたって断続的に実施されたとするのが通説的な理解となる。けれども、本稿における考察の結果、その編修は、大宝令制下において開始されるにいたったことが明らかにいったといえる。

史林 九五巻五号 二〇二二年九月

### はじめに

『日本書紀』は養老四年（七二〇）五月に完成し、時の天皇である元正に献上された。そのことを語る史料をまずは左に掲げよう。

【史料一】『統日本紀』養老四年五月癸酉条<sup>①</sup>

先是、一品舍人親王奉勅、修日本紀。至是功成奏上。紀冊卷系図一卷。

舍人親王が中心となつて『日本書紀』三〇巻が編纂されたこと、それにくわえて今には伝わらない系図一卷もまたまとめられたことが認められる。しかしながら、『日本書紀』編修の詔ないしは勅が舍人親王に下された時期に関しては、序文および上表文が残されていないこともあつて、まったくおさえることができない。

もつとも、『日本書紀』の編纂が舍人親王の時にはじめて取り組まれるようになったとは断言しえない。それよりも前から『日本書紀』の編纂は行われており、舍人親王らは新たにその任務を命じられたにすぎない可能性も存する。そうとらえる場合、必ず取り上げられ論じられるのは、天武一〇年（六八二）の川島皇子らによる帝紀・上古諸事の記定作業、持統五年（六九二）の大三轮氏らによる墓記の上進<sup>②</sup>といふことにならう。研究史の蓄積は膨大なものになるけれども、『日本書紀』編纂の取りかかりを七世紀後半にさかのぼらせる傾向はかなり強いといえる。

慈円が著した『愚管抄』巻第七には、「舍人親王ノトキ清人ト日本記ヲナラツクラレキ。又大朝臣安麿ナド云説モアリケル」とみえる。清人とは紀朝臣清人のことで、『統日本紀』和銅七年（七一四）二月戊戌条「詔從六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂、令撰国史」を踏まえた記述とならう。また、大朝臣安万侶が『日本書紀』の撰修にくわつたとする『弘仁私記』序や『日本書紀私記』丁本（『承平私記』）などの記載をそのまま信じていることなく、慎重な態度をもつてのぞんだと思われることはすこぶる興味深い。現在では、舍人親王と同時期に仕事をしたのかは不明であるものの、紀清人らが『日本書紀』の編纂に関与したことを認め、一方、太安万侶については否定的にとらえる見解<sup>③</sup>が多くの賛同をえていると思われる。

『統日本紀』和銅七年二月戊戌条にみえる国史は『日本書紀』のことを指し、紀清人・三宅臣藤麻呂がその撰述にたず

さわつたとするのは妥当と考える。しかるに、それら以外の編修員および編修過程を明らかにすることは、史資料の不足もあつて相当に難しい。<sup>⑥</sup>古くより様々な視角から検証が試みられてきたものの、多くの者を納得させるような所説が提示されるまでには達していなかったと目される。

ところが、近年、森博達氏によつて画期的な見解が提唱された。<sup>⑦</sup>森氏は、戦前より研究が積み重ねられてきた『日本書紀』の編修区分論<sup>⑧</sup>をより発展させ、唐代北方音と正格漢文による $\alpha$ 群（巻第一四～二一・二四～二七）と倭音および倭習（日本語の表現に基づく漢字・漢文の誤用や特殊な使い方）が数多くみられる $\beta$ 群（巻第一～一三・二二～二三・二八～二九）とに分類する。その上で、 $\alpha$ 群は持統朝、 $\beta$ 群は文武朝に主として撰述されたとし、前者の執筆者を唐人の統守言と薩弘恪、後者のそれを倭人の山田史御方に求める。そして、残る巻第三〇は、和銅七年二月以降に紀清人によつてまとめられたと解し、ともに国史の撰修を命じられた三宅藤麻呂は、漢籍による潤色を両群にわたつて施すことなどにいそしんだと主張する。ただし、 $\alpha$ 群に関しては、「編修方針の決定や原史料の選定は、政治的に有力な日本人が主導したに違いない」と指摘しているように、中国人のみで述作が行われたととらえているわけではない。

如上の森氏の意見は説得力に富み、この問題を考えようとする者に大きな刺激を与えたことはまず間違いないものと思われる。<sup>⑨</sup>筆者も、専門分野を異にするとはいえ、その手法の鮮やかさや明快な結論に魅了された者の一人であるといえる。それでも、氏の指摘には釈然としない点がいくつも見受けられ、なかならず大宝令制前に『日本書紀』の執筆が精力的に進められていたと解することには少なからず懐疑の念を抱かざるをえない。

本稿では、『日本書紀』欽明二年（五四一）三月条の帝王本紀に関する分注に着目し、まずはそれにまつわる『日本書紀』編修上の二、三の課題に対して考究をくわえる。その上で、その編纂時期に関する拙見を開陳していく所存である。ただし、その編修過程の全貌を現段階で提示するのははなはだ難しく、遺憾ながら部分的な解釈を述べるにとどめざるをえない。今後の研究の糧とするためにも、諸賢の厳しいご批判を賜ることができれば幸いである。

① 『新訂増補国史大系』による。以下、出典を記さないものはすべてこれに基づく。

② 『日本書紀』天武一〇年三月丙戌条。

③ 『日本書紀』持統五年八月辛亥条。

④ 岡見正雄・赤松俊秀校注『日本古典文学大系八六『愚管抄』』、岩波書店、一九六七年。

⑤ 坂本太郎著作集第三卷『六国史』第一編（吉川弘文館、一九八九年、初刊一九七〇年）、和田萃『太安万侶は古事記の内容にどう関わったか』（国文学 解釈と教材の研究 二五一—一四、一九八〇年）など。

⑥ 編修に関与した人物については、近年、加藤謙吉氏によって試験が

提出されている（『日本書紀』と渡来人）（『大山誠一編『聖徳太子の真実』、平凡社、二〇〇三年）。

⑦ 森博達『日本書紀の謎を解く』述作者は誰か、中央公論新社、一九九九年。なお、最近刊行された著書において、自説の補強が試みられている（同『日本書紀成立の真実——書き換えの主導者は誰か』、中央公論新社、二〇一一年）。

⑧ さしずめ、太田善磨『古代日本文学思潮論（Ⅲ）——日本書紀の考察——』（桜楓社、一九六二年）を参照。

⑨ たとえば、遠山美都男編『日本書紀の読み方』第六章（講談社、二〇〇四年）における遠山氏執筆部分を参照のこと。

## 第一章 『日本書紀』欽明二年三月条の分注について

『日本書紀』欽明二年三月条の、拙稿において主たる検討対象となる箇所（史料二）を引用する。なお、「帝王本紀、多有古字」以下については、顔師古の『漢書』叙例<sup>①</sup>を参考にしてまとめられたものであることがつとに明らかにされている。合致する字句には○を添え、異なるものについては具体的にそれを右に掲げることにする。

次堅塩媛同母弟曰小姉君。生四男一女。其一曰茨城皇子、其二曰葛城皇子、其三曰瀨部穴穂部皇女、其四曰瀨部穴穂部皇子、  
（更名天香子皇子。④一書云、更名住迹皇子。）其五曰泊瀬部皇子。（⑥一書云、其一曰茨城皇子、其二曰瀨部穴穂部皇女、其三

曰瀨部穴穂部皇子、更名住迹皇子、其四曰葛城皇子、其五曰泊瀬部皇子。）⑤一書云、其一曰茨城皇子、其二曰住迹皇子、其三

曰瀨部穴穂部皇女、其四曰瀨部穴穂部皇子、更名天香子。其五曰泊瀬部皇子。帝王本紀、多有古字、撰集之後、屢經遷易。後人習讀、以意刊改。伝写既多、遂致舛雜。前後失次、兄弟參差。今則考覈古今、歸其真正。一往難識者、且依一撰、而

注詳其異。他皆効此。（後略）（）は分注を意味する。

欽明と小姉君との間の皇子女に関しては、本文および一書あわせて四通りの記述が存する（表一）。それぞれの一書の記載に関しては、(a)・(c)の記号を付した。それらを概観すると、茨城皇子と泊瀬部皇子（崇峻）の位置は、本文・一書いづれにおいても共通する。ところが、それらの間は複雑な様相を呈している。

本文・一書(a)では葛城皇子は二番目に列している。けれども、一書(b)では四番目に位置し、一書(c)にいたってはその名が確認しえない。漣部穴穂部皇女は一書(b)のみ二番目にすえられ、ほかはすべて三番目に記されている。とりわけ問題とすべきは、漣部穴穂部皇子である。一書(b)では三番目、ほかでは四番目に配されており、食い違いをみせている。そして、一書(a)・(b)ではその更名とされる住迹皇子が、一書(c)では漣部穴穂部皇子とは異なる人格としてあつかわれ、二番目に掲げられている。

ちなみに、『古事記』欽明段では、「又、娶<sub>三</sub>岐多志毘売命之姨、小兄比売、生御子、馬木王。次、葛城王。次、間人穴太部王。次、三枝部穴太部王、亦名須壳伊呂杵。次、長谷部若雀命。〈五柱。〉とあって、長幼順は『日本書紀』本文および一書(a)に一致する。三枝部穴太部王の亦名・須壳伊呂杵は皇弟を意味する。『日本書紀』用明二年（五八七）四月丙午

表一 小姉君所生の諸説

	一	二	三	四	五
本文	茨城皇子	葛城皇子	漣部穴穂部皇女	漣部穴穂部皇子 (天香子)	泊瀬部皇子
一書(a)	茨城皇子	葛城皇子	漣部穴穂部皇女	漣部穴穂部皇子 (住迹皇子)	泊瀬部皇子
一書(b)	茨城皇子	漣部穴穂部皇女	漣部穴穂部皇子 (住迹皇子)	葛城皇子	泊瀬部皇子
一書(c)	茨城皇子	住迹皇子	漣部穴穂部皇女	漣部穴穂部皇子 (天香子)	泊瀬部皇子

条には「皇弟皇子（皇弟皇子者穴穂部皇子、即天皇庶弟。）」とみえており、須壳伊呂杵と呼ばれていたことは同書からも確認しうる。

さて、かかる相違する兄弟関係があげられた理由については、「帝王本紀、多有<sub>二</sub>古字<sub>一</sub>」以下の記述からおさえることができる。すなわち、帝王本紀に

は多く古字があつて、撰集に関わる人がしばしば交替した。そして、後人が読み習う際にその文章を故意に削り改めた。ゆえに、伝写したものが多く存し、ついには錯乱するにいたつた。兄弟の長幼順は乱れ入り交じつてしまつてゐる。今、古今を考え調べてそのまこと正しい姿に戻した。しかるに、おおよそ判断しがたいものは、とりあえず一つを選んで本文として掲げ、異なる伝えを詳しく注記することにする。ほかもすべてこれにならうように、とみえる。要するに、『日本書紀』編者が匡正しえなかつたがゆえに、複数の系譜が掲げられるにいたつたことが判明する。<sup>③</sup>

帝王本紀は、『古事記』序にみえる帝紀・帝皇日継・先紀や、『日本書紀』天武一〇年三月丙戌条における帝紀などと同じ類のもので、天皇・后妃・皇子女といった皇統譜を中心とする内容の書であつたと想定される。このような帝紀が朝廷で最初に筆録された時期は定かではない。けれども、まとめられて以降の天皇および皇子女などに関しては、順次書き継がれていったことは確実であろう。『日本書紀』編修者の手元には持続にまでおよぶものも集められていた可能性がある。もちろん、少数の天皇にまつわる系譜しか記さない部分的・断片的な資料も存したことであろう。『日本書紀』編者は、そのような様々な材料を参看して、皇統譜を書き上げていったことが推定される。<sup>④</sup>

「帝王本紀、多有古字」以下に關しては、その内容から古くより『日本書紀』の凡例の一つに該当すると見なされてきた。問題となるのは、そういった性格のものが巻第一九・欽明紀にいたつて何ゆえに提示されたのかである。後掲するように、皇子女などについての異伝は、巻第一九以前にすでに記されている。つまるところ、かような異説が最初に示された箇所こそ、それを付すのがよりふさわしいと考えられよう。

そこで、先学の解釈をやや詳しくみるに、河村秀根・益根の『書紀集解』巻第一九には、「註例註<sub>レ</sub>神代上紀。此<sub>レ</sub>發註例者、世歴漸近、而諸說紛錯。故發<sub>レ</sub>例示<sub>レ</sub>所以不<sub>レ</sub>敢謾作<sub>レ</sub>註也」と説かれている。<sup>⑤</sup>伴信友がしたためた『比古婆衣』一の巻・日本書紀考においては、「さて此註卷の初つかたに有るべきを此処にしも有は、有が中にこゝなる一書の文は、殊に多きによりて前後をかねて、因に凡ての例を記されたりと聞えたり」と述べられている。<sup>⑥</sup>梅澤伊勢三氏は、この注文が

『日本書紀』の巻頭ではなく欽明紀に存することについて、宣化紀以前の部分の正文決定が、天武一〇年の修史作業よりも前におおむね完了していたことを暗示しているのではないかと語っている<sup>⑦</sup>。山田英雄氏は、皇子女についての異説が欽明紀よりも前に掲げられている点を踏まえ、この箇所先のような凡例が記された要因はわかりがたいとしつつも、『日本書紀』は幾人かで分担執筆されたか、執筆の時期が違っていたがゆえに、かかる不用意な記述が残ることになった可能性を示唆している<sup>⑧</sup>。また、山尾幸久氏は、欽明のところ帝王本紀にふれてかような注が書かれていることを重視し、帝王本紀が欽明から始まっていたことをくみ取ろうとしている<sup>⑨</sup>。

このように諸説紛々とするものの、おのおのに共通して問題となるのは、綿密な検討を欠いている点だ。結論を先に述べれば、筆者は伴信友の意見がすこぶる穩当であると考える。以下では、「他皆効此」の「他」に該当すると目される記述を抜き出し、その上で具体的な分析を実施していく。

【史料三】『日本書紀』安寧三年正月壬午条

三年春正月戊寅朔壬午、立<sub>三</sub>淳名底仲媛命（亦曰<sub>三</sub>淳名襲媛）為<sub>三</sub>皇后。一書云、磯城郡主葉江女川津媛。一書云、大間宿禰女糸井媛。先<sub>レ</sub>是后生<sub>二</sub>皇子。第一曰<sub>三</sub>息石耳命、第二曰<sub>三</sub>大日本彦相友天皇。一云、生<sub>三</sub>皇子。第一曰<sub>三</sub>常津彦某兄、第二曰<sub>三</sub>大日本彦相友天皇、第三曰<sub>三</sub>磯城津彦命。

【史料四】『日本書紀』懿德二年二月癸丑条

二月癸卯朔癸丑、立<sub>三</sub>天豐津媛命為<sub>三</sub>皇后。一云、磯城郡主葉江男弟猪手女泉媛。一云、磯城郡主太真稚彦女飯日媛也。后生<sub>三</sub>觀松彦香殖稻天皇。一云、天皇母弟武石彦奇友背命。

【史料五】『日本書紀』孝元七年二月丁卯条

七年春二月丙寅朔丁卯、立鬱色謎命為皇后。后生二男一女。第一曰大彥命、第二曰稚日本根子彥大日天皇、第三曰倭迹迹姫命。(一云、天皇母弟少彥男心命也。)(後略)

【史料六】『日本書紀』景行二年三月戊辰条

二年春三月丙寅朔戊辰、立播磨稻日大郎姬。(一云、稻日稚郎姬。郎姬、此云異羅菟咩。為皇后。后生二男。第一曰大碓皇子、第二曰小碓尊。(一書云、皇后生三男。其第三曰稚倭根子皇子。)(後略)

【史料七】『日本書紀』顯宗即位前紀

弘計天皇、(更名來自稚子。大兄去來穗別天皇孫也、市辺押磐皇子子也。母曰夷媛。(夷、此云波曳。譜第曰、市辺押磐皇子娶臣女夷媛、遂生二男一女。其一曰居夏姬、其二曰億計王、更名島稚子、更名大石尊。其三曰弘計王、更名來自稚子。其四曰飯豐女王、亦名忍海部女王。其五曰橘王。一本、以飯豐女王列叙於億計王之上。蟻臣者葦田宿禰子也。)(後略)

【史料八】『日本書紀』仁賢元年二月壬子条

二月辛亥朔壬子、立前妃春日大娘皇女為皇后。(春日大娘皇女、大泊瀨天皇娶和珥臣深目之女童女君所生也。遂產一男六女。其一曰高橋大娘皇女、其二曰朝孀皇女、其三曰手白香皇女、其四曰樟氷皇女、其五曰橘皇女、其六曰小泊瀨稚鷯鷓天皇、及有天下、都泊瀨列城。其七曰真稚皇女。(一本、以樟氷皇女列于第三、以手白香皇女列于第四、為異焉。)(後略)

【史料九】『日本書紀』天智七年(六六八)二月戊寅条



遂納<sub>二</sub>四嬪。有<sub>二</sub>蘇我山田石川麻呂大臣女、曰<sub>二</sub>遠智娘。〈或本云、美濃津子娘。〉生<sub>二</sub>一男二女。其一曰<sub>二</sub>大田皇女、其二曰<sub>二</sub>鷗野皇女。及<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>天下、居<sub>二</sub>于飛鳥淨御原宮、後移<sub>二</sub>宮于藤原。其三曰<sub>二</sub>建皇子。啞<sub>レ</sub>不能<sub>レ</sub>語。〈或本云、遠智娘生<sub>二</sub>一男二女。其一曰<sub>二</sub>建皇子、其二曰<sub>二</sub>大田皇女、其三曰<sub>二</sub>鷗野皇女。或本云、蘇我山田麻呂大臣女曰<sub>二</sub>茅渟娘。生<sub>二</sub>大田皇女与<sub>二</sub>娑羅々皇女。〉（後略）

史料三〇八に關しては、『古事記』にも系譜がみえている。史料三および七は次章で取り上げることにし、残りのものについてのおの比較を行いたい。

まず、史料四を取り上げるに、『古事記』懿德段には「娶<sub>二</sub>師木県主之祖、賦登麻和訶比売命、亦名飯日比売命、生御子、御真津日子訶惠志泥命。〈自<sub>レ</sub>訶下四字以<sub>レ</sub>音。〉次、多芸志比古命。〈二柱。〉」とあり、武石彦奇友背命と多芸志比古命が同一人物となろう。

史料五については、『古事記』孝元段には「娶<sub>二</sub>穗積臣等之祖、内色許男命〈色許二字以<sub>レ</sub>音。下効<sub>レ</sub>此。〉妹、内色許売命、生御子、大毘古命。次、少名日子建猪心命。次、若倭根子日子大毘々命。〈三柱。〉」とみえており、少彦男心命が少名日子建猪心命に相当すると考えられる。ただし、『日本書紀』一云では開化の同母弟とするものの、『古事記』ではその兄とする。一云では、倭迹迹姬命の代わりに少彦男心命が第三子として位置づけられていたことが想定される。

史料六に關しては、『古事記』景行段に「娶<sub>二</sub>吉備臣等之祖、若建吉備津日子之女、名針間之伊〈上〉那毘能大郎女、生御子、櫛角別王。次、大碓命。次、小碓命、亦名倭男具那命。〈具那二字以<sub>レ</sub>音。〉次、倭根子命。次、神櫛王。〈五柱。〉」とあって、稚倭根子皇子と倭根子命が合致することになろう。ただし、留意すべきは、『日本書紀』景行四年二月甲子条に、景行と八坂入媛との間の七男六女のうち第四として同名の稚倭根子皇子が記されている点だ。結局のところ、『日本書紀』編者は稚倭根子皇子の配置をめぐって難渋していたことが闡明する。

最後に史料八に眼を向けるに、『古事記』仁賢段では三番目に久須毘郎女、四番目に手白髮郎女がみえており、一本に

おける異説と吻合する。

右に記したことを確認した上で、それぞれの皇子女などに係わる系譜の数に着目するに、史料三、八が二、史料九が三となつて、史料二の欽明と小姉君との間の四例がもつとも多いことになる。おそらく、各天皇の皇子女などに関する伝えはかなりたくさん存し、『日本書紀』編修者は最終的に一つに絞らむか、ないしは吟味して一つにまとめ上げることを行つたのであろう。そして、そういったことができない場合、明らかに不自然な系譜は切り捨て、正しい伝えの可能性があると目されるものはできる限り列挙するという方針をとつたことが推察される。先に抜萃した各条における様態は、かかる指針の所産といえよう。つまるところ、採用した異伝がもつとも多かつたがゆえに、『日本書紀』の凡例の一つに該当するような記述が、欽明のところで掲げられるにおよんだのではあるまいか。

かような想定を補強するものとして重視すべきは、『日本書紀』には系図一卷がともなつていた点だ。残念ながら系図一卷は散佚してしまい、その形態および内容を復元することは容易ではない。<sup>⑩</sup>だが、幸いにも推測する手がかりは残されているといえる。

### 【史料一〇】『弘仁私記』序

清足姫天皇負屨之時（分注略）、親王及安麻呂等更撰此日本書紀三十卷并帝王系図一卷。（今見在圖書寮及民間也。）

これによると、九世紀前半には帝王系図一卷が、図書寮および民間に存していたことが知られる。この帝王系図一卷と史料一の系図一卷とが同じものを指していることはまず誤りあるまい。また、成立年次未詳の『本朝国史目録』<sup>⑪</sup>には天皇系図一卷と記されている。<sup>⑫</sup>帝王系図・天皇系図という名称、および一卷という分量に照らすに、『日本書紀』の系図一卷には神武から持続におよぶ皇統譜が含まれていたことは明白であろう。

それでは、かかる系図は『日本書紀』の編修過程のうち、はたしてどの段階でまとめられたのであろうか。史料二「帝王本紀、多有「古字」」以下の叙述によつて、『日本書紀』編者の皇子女系譜などに係わる筆削がおさえられ、その選別・確定が終わつてから、換言すれば、『日本書紀』が奏上された養老四年五月から程近いころにその作成が開始されたとするのが穩当とならう。皇子女系譜などの決定をへない段階でその作業に取りかかったのでは、何度も作りなおさなければならぬ羽目に陥り、効率性に欠ける。それゆゑに、このような理解に対しては異論は生ずまい。

想うに、その作成にあずかつた編者のうちの幾人かが、最終草案におけるすべての皇子女系譜などに眼を通すことで、欽明と小姉君を父母とする皇子女の異伝がもつとも多く掲げられるにいたることを把握したはずである。しばしば指摘されているように、『日本書紀』撰者はいくつかの巻ごとで相違しており、かつ編修時期は部分ごとに若干のズレが存していたことが想定される。系図の作成を介して皇子女系譜などに関する異説の採用状況が認知され、なかでも一番採録数の多い欽明のところ編集方針の一端を明示するよう取り決めが行われたのではあるまいか。以上、要するに、系図一巻の筆録を契機として、『日本書紀』の完成間近になつて、欽明紀に『漢書』叙例を粉本とする「帝王本紀、多有「古字」」以下の分注がくわえられるにおよんだと推断する。

最後に、帝王本紀の内容について若干敷衍しておきたい。

【史料一】『日本書紀』神代下・第一一段

彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、以其姨玉依姬為妃、生彦五瀬命。次稻飯命。次三毛入野命。次神日本磐余彦尊。凡生四男。（中略）

①一書曰、先生彦五瀬命。次稻飯命。次三毛入野命。次狹野尊。亦号神日本磐余彦尊。所称狹野者、是年少時之号也。後撥平天下、奄有八洲。故復加号、曰神日本磐余彦尊。

②一書曰、先生五瀬命。次三毛野命。次稻飯命。次磐余彦尊。亦号神日本磐余彦火火出見尊。

表二 玉依姫所生の諸説

	一	二	三	四
本文	彦五瀬命	稻飯命	三毛入野命	神日本磐余彦尊
一書 <sup>㉑</sup>	彦五瀬命	稻飯命	三毛入野命	狭野尊 (神日本磐余彦尊)
一書 <sup>㉒</sup>	五瀬命	三毛野命	稻飯命	磐余彦尊 (神日本磐余彦火火出見尊)
一書 <sup>㉓</sup>	彦五瀬命	稻飯命	神日本磐余彦火火出見尊	稚三毛野命
一書 <sup>㉔</sup>	彦五瀬命	磐余彦火火出見尊	彦稻飯命	三毛入野命

㉑ 一書曰、先生彦五瀬命。次稻飯命。次神日本磐余彦火火出見尊。次稚三毛野命。  
 ㉒ 一書曰、先生彦五瀬命。次磐余彦火火出見尊。次彦稻飯命。次三毛入野命。

神代下・第一一段は神武に関する

系譜を列記しており、本文にくわえ<sup>㉑</sup>～<sup>㉔</sup>の四つの異説があげられている。それらにおいては、主として兄弟順および神武の名の相違があらわされているといえる(表二)。一書<sup>㉑</sup>の稚三毛野命は、『古事記』では神武の亦名として登場するものの、本文およびほかの一書にみえる三毛(入)野命と同一としてあつかわれていると目される。兄弟の順序およびそれぞれの名称に関しては、本文と一書<sup>㉑</sup>が神武の年少時の名・狭野尊をのぞいて合致しており、山田英雄氏は一書<sup>㉑</sup>が本文に採用されたと解している。その是非はおくとしても、神武に係わる系譜が五つも見出され、欽明の皇子女に関する系譜よりも多い点は注意を要する。というのは、『帝王本紀』多有「古字」以下の記述についての先の結論をゆるがす事例ともなりうるからだ。しかるに、神武は橿原宮において即位するものの、その父母兄弟はすべて神にあたる点は看過することができない。帝王本紀という名称から推すに、神武以降の皇統譜がそこに書きとどめられていて、神武の父母兄弟といった神統譜に関しては一切ふれられていなかったのではあるまいか。だからこそ、「帝王本紀」多有「古字」以下の分注が神武のところでは付されなかったと想定される。

既述したように、「帝王本紀」は、『古事記』序などにみえる帝紀と同類の書であったと考えられ、それゆえにそれもまた

神武から始まる皇統譜を中心とする内容であったことが推察される。他方、神統譜は、『古事記』序の本辞・先代旧辞・旧辞、『日本書紀』天武一〇年三月丙戌条の上古諸事などにおいて、神話に組み込まれる形で記されていたと思料されるのである。

ちなみに、旧辞などの性格について筆者は、神話を含む王家にまつわる伝承を集成した書とする通説的な理解にしたがう。けれども、神話のみをまとめた成書とする解釈もまた成立する余地が残されているといえよう。しかしながら、そうであるならば、神という字を冠したよりの確な名称を与えて然るべきではなからうか。かかる素朴な疑問が旧辞には神武以降の物語や歌謡も収録されていたととらえる大きな所以となる。

① 『漢書』第一冊（中華書局、一九六二年）による。

② 津田左右吉全集第一巻『日本古典の研究上』第一篇第四章（岩波書店、一九六三年、初刊一九四八年）、太田晶二郎『日本書紀編修の参考書の一』（『太田晶二郎著作集』第一冊、一九九一年、初出一九四八年）、小島憲之『初期書紀序』（『國語・國文』一八一三、一九四九年）、同『上代日本文学と中国文学——出典論を中心とする比較文学的考察——』上・第三篇第三章（『稿書房』、一九六二年）など。

③ 本文において、「帝王本紀、多有古字」以下は、顔師古の『漢書』叙例の文章をほぼそのまま引き写したものであることを示した。小島憲之氏は、「帝王本紀、多有古字」という記述、および「曲、駁古本」が「考、駁古今」に書き換えられている点に着目して、帝王本紀には省略字や増画字といった字形の異なる古字が随処に用いられていたとし、また「古今」の「古」を古字に「今」を唐代当用字である今字にあてる。さらに、『日本書紀』天武一二年二月丙午条にみえる「新字一部冊四卷」には、古字に対応する今字の記載が含まれていたとする（『文字の挿れ——天武飛鳥朝「新字」撰定の周辺——』（『萬葉以前——上代びとの表現——』、岩波書店、一九八六年、初出一九

七九年）。

小島氏の見解はまことに興味深く、啓発されるところが多い。ただし、史料二の欽明二年三月条の分注に関しては、皇子女の長幼順などを正すという点に主眼が置かれており、古字と今字の問題を組上に載せているとはとらえがたい。したがって、「古今」は昔と今の意と判断してよいのではないかと思う。「古本」を「古今」と改めたのは、『日本書紀』編者が蒐集したもののうち、より早い時期にしたためられた帝王本紀を選び出すことがかなわなかったからと推測しうるのはなからうか。

④ 小姉君の産んだ皇子女に関するそれぞれの伝えを一瞥するに、人名がすべて同じ表記となつていことがわかる。古代の人名が様々に書きつづられたことは周知のことに属する。一例をあげれば、遷都穴穂部皇女は『古事記』や『上宮聖德法王帝説』（沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉著『上宮聖德法王帝説 注釈と研究』、吉川弘文館、二〇〇五年）などにおいて異なる表記がとられている。くわえて、『日本書紀』用明元年正月壬子朔条・推古元年（五九三）四月己卯条では穴穂部間人皇女とみえており、同じ書のうちでも相違が見受けられる。『日本書

記」撰者の手元に収集された資料では、種々の表記がみられたはずで、少なくともこの部分においては、撰者が固有名詞の表記の統一を図ったことが推認される。

⑤ 河村秀根・益根著 小島憲之補注『書紀集解』三、臨川書店、一九九九年。

⑥ 国書刊行会編『伴信友全集』巻四、ベリかん社、一九七七年。

⑦ 梅澤伊勢三「日本書紀の成立過程」(『記紀批判』古事記及び日本書紀の成立に関する研究)、創文社、一九六二年、初出一九五六年。

⑧ 山田英雄「日本書紀」、教育社、一九七九年。

⑨ 山尾幸久「古事記」「日本書紀」への過程」(『大化改新』の史料批判)、塙書房、二〇〇六年。

⑩ 系図一卷の内容および散佚理由・時期などについては、南田香融・荆木美行両氏によって検討が試みられている(南田香融「日本書紀」の系図について)、『日本古代財政史の研究』、塙書房、一九八一年、初出一九六七年)、荆木美行「失われた『日本書紀』の「系図」巻」、『古代史研究と古典籍』、皇學館大學出版部、一九九六年、初出一九九四年)、同「日本書紀」「系図」巻をめぐる」(『記紀皇統譜の基礎的研究』、汲古書院、二〇一一年、初出二〇〇二年)、同「帝王系図と年代記」(『風土記と古代史料の研究』、国書刊行会、二〇一二年、初出二〇一〇年)。ここで、その亡逸の背景についての私案を簡単に述べておきたい。

史料一〇によれば、平安時代前期には「日本書紀」系図一卷が残存していたことが判明する。その散佚に関して論じる上で軽視することができないのは、天皇系図の作成であろう。貞観六年(八六四)八月、滋野朝臣安成と善淵愛成らに対して天皇系図および大臣列伝の造纂が命じられた(『類聚符宣抄』第六・文證)。幸いにも、円珍が「天皇系図、以神柳為第九、以武国凝別為第十一」(『日本紀、以

神柳為第十、以武国凝王子為第十二)と書き残してくれたので(『円珍俗姓系図』裏書『園城寺文書』第一巻 智證大師文書、講談社、一九九八年)、その内容をおおよそ推し量ることが可能となる。

神柳・武国凝別の兩名は景行皇子に該当する。日本紀以下の記述で、神柳を第一〇、武国凝別を第二二とするのは、『日本書紀』における景行の皇子女記載のうち(史料六の景行二年三月戊辰条と同四年二月甲子条、母の違いにかかわらず皇子だけを数えた場合、両者がそれぞれの順番のところに位置していることを意味する。よって、天皇系図に関する記述も同様の数え方に基づく)と想定されるものの、『日本書紀』と相違している点は注意を要する。本文において、景行皇子・倭根子皇子について『日本書紀』撰者は正しく位置づけることができなかつたと述べた。あるいは、天皇系図においてかかると不安定な皇子をはぶいたがために、それぞれが第九・第一一番目のところに配せられるにいたつたのかもしれない。

そういった点はともかく、景行の皇子が記されていることより、天皇系図は初代天皇である神武から書き起こされた系図であった蓋然性が高い(あるいは、神統譜が冒頭に記されていたかもしれない)。くわえて、若干の相違が認められるものの、内容的に『日本書紀』の系図一卷と重複することは否定することができない。論ずるところ、清和朝における天皇系図の作成および流布が、『日本書紀』系図一卷の亡逸に大きな影響をおよぼしたのではあるまいか。

なお、『菅家御伝記』寛平四歳(八九二)正月七日条より、『類聚国史』には帝王系図三巻がともなっていたことが知られる(『神道大系』神社編一 北野)。伴信友は、『比古婆衣』六の巻・類聚国史において、この帝王系図三巻につき「日本紀に副たる系図一卷に(中略)系図とは天皇系図なるべし。此系図今世に伝はず。文武天皇より文徳天皇までの系図を新に修撰ひて二巻とし合せて三巻とし給へるも

のなるべし」と説いている。だが、清和朝の天皇系図を参考にして作成された可能性も残されており、にわかには承服することができない。

⑪ 京都大学附属図書館架蔵の『本朝国史目録 本朝法家文書目録』による。なお、小中村清矩は、六国史のみの目録である『本朝国史目録』について、「日本後紀ノ目録ハ、未タ佚亡セサル前ノ書目ナルコト明ラカナレハ、此書ノ古キヲ證スルニ足レリ」と述べている（解題 本朝国史目録）（『史学雑誌』四七、一八九三年）。

## 第二章 皇子女系譜などの記載順序をめぐって

『日本書紀』編者は、皇子女系譜などの真偽が判定できない場合、複数の系譜を本文・分注に書きとどめる方針を採用した。当然のことながら、本文に掲げられたものは、真正な可能性がより強いと認識された系譜であつた場合が少なくないかつたであろう。そこで、史料三を取り上げて、まずはこの点について確認しておくことにしたい。

史料三と『古事記』の記載を比較するに、『古事記』安寧段では「娶河俣毘売之兄、県主波延之女、阿久斗比売、生御子、常根津日子伊呂泥命。〈自伊下三字以音〉次、大倭日子鉏友命。次、師木津日子命」とあつて、分注における一云の系譜と吻合する。また、外祖父・母に関しては、『古事記』は史料三の「一書云、磯城県主葉江女川津媛」に近い。あるいは、阿久斗比売と川津媛は同一人物を指しているとも考えられるものの、詳細は不明とせざるをえない。

注意すべきは、史料三に続けて掲げられている以下の記事である。

【史料一二】『日本書紀』安寧一一年正月壬戌朔条

十一年春正月壬戌朔、立大日本彦稻友尊為皇太子也。弟磯城津彦命是猪使連之始祖也。

⑫ 『本朝書籍目録』には、「帝王系図。一卷。（舍人親王撰。）」（群書類従）第二八輯 雑部」とみえてゐる。けれども、これが系図一卷に該当するのか詳らかにしない。

⑬ 『古事記』上巻では、五瀬命、稻冰命、御毛沼命、若御毛沼命（亦名 豊御毛沼命、神倭伊波礼毘古命）の順で記されている。

⑭ 山田英雄「日本書紀神代巻の一書について」（『万葉集覚書』、岩波書店、一九九九年、初出一九八二年）。

図 安寧関係系図



史料三では、分注の一云にのみみえる磯城津彦命が、史料一二では、猪使連の始祖として登場している。<sup>①</sup>猪使連は天武朝に宿禰のカバネにあずかった氏族であつて、『日本書紀』の編纂が行われていたころでも、それなりの勢力を有していたことがうかがわれる。かかる事柄と史料一二に徴するに、むしろ磯城津彦命を含む一云の系譜の方を本文として掲げるのがよりふさわしいと思われる。この点を考える上で見過ごすことができないのは、左の記事となる。

【史料一三】『日本書紀』孝昭即位前紀

觀松彦香殖稻天皇、大日本彦相友天皇太子也。母皇后天豊津媛命、息石耳命之女也。(後略)

懿徳の皇后・天豊津媛命の父が息石耳命であると記されている(図を参照)。天豊津媛命は史料四にもみえるけれども、その分注において一云が二つ提示されている。先記したように、『古事記』では懿徳の妃として「師木県主之祖、賦登麻和訶比売命、亦名飯日比売命」をあげており、それは後者の一云に近いといえる。息石耳命・天豊津媛命の父子は『古事記』には一切あらわれない。以上のことを踏まえて勘案するに、『日本書紀』では懿徳の皇后・孝昭の母として天豊津媛命を本文に採用したがゆえに、その父・息石耳命が含まれる系譜がより重視され、同様に本文に掲載されるにいたつたと想定される。要するに、『日本書紀』撰者が息石耳命・天豊津媛命の系譜を正しい可能性が高いと考えた結果、磯城津彦命に関する系譜が分注としてあらわされることになつたと推断される。

ところで、前章では、史料七に関してふれることを差し控えた。これについてはいかがであろうか。分注において譜第一と一本が掲げられ、兄弟順の差違が語られている。ほかと異なり、本文に詳しい系譜が示されているわけではないものの、



何らかの意図に基づいて、そういった順序が選択された蓋然性は強いと考えられる。

まずは、一本について取り上げる。「一本、以<sub>レ</sub>飯豊女王<sub>二</sub>列<sub>レ</sub>叙於億計王之上<sub>一</sub>」とあって、譜第の内容を踏まえるに、一本では居夏姫・飯豊女王・億計王・弘計王・橘王の順で記されていたことがおさえられる。一本における系譜は、譜第の記述を基にして、それを改めたものであった可能性も考慮に入れなければなるまい。

さて、一本と譜第との相違は、結局のところ、飯豊の配置箇所求められる。よく知られているように、飯豊にまつわる系譜には異伝が存する。左に史料を掲出し、この点について確認する。

【史料一四】『古事記』履中段

此天皇、娶<sub>二</sub>葛城之曾都比古之子、葦田宿禰之女、名黒比売命、生御子、市辺之忍齒王。次、御馬王。次、妹青海郎女、亦名飯豊郎女。〈三柱〉。

【史料一五】『日本書紀』履中元年七月壬子条

秋七月己酉朔壬子、立<sub>二</sub>葦田宿禰之女黒媛<sub>一</sub>為<sub>二</sub>皇妃<sub>一</sub>。妃生<sub>二</sub>磐坂市辺押羽皇子・御馬皇子・青海皇女<sub>一</sub>。〈一曰、飯豊皇女。〉（後略）

【史料一六】『古事記』清寧段

故、天皇崩後、無<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>治<sub>二</sub>天下之王<sub>一</sub>也。於是、問<sub>二</sub>日繼所知之王、市辺忍齒別王之妹、忍海郎女、亦名飯豊王、坐<sub>二</sub>葛城忍海之高木角刺宮<sub>一</sub>也。尔、山部連小楯、任<sub>二</sub>針間國之宰<sub>一</sub>時、到<sub>二</sub>其國之人民、名志自牟之新室樂<sub>一</sub>。於是、盛樂、酒酣以<sub>二</sub>次第<sub>一</sub>皆舞。故、燒<sub>レ</sub>火少子二口、居<sub>レ</sub>竈傍。令<sub>レ</sub>舞<sub>二</sub>其少子等<sub>一</sub>。尔、其一少子曰、汝兄先舞、其兄亦曰、汝弟先舞。如此相讓之時、其会人等、咲<sub>二</sub>其相讓之状<sub>一</sub>。尔、遂兄舞訖。次、弟將<sub>レ</sub>舞時、為<sub>レ</sub>詠曰、（中略）尔、即小楯連聞驚而、自<sub>レ</sub>床墮転而、追<sub>二</sub>出其室人等<sub>一</sub>、其二柱王子、坐<sub>二</sub>左右

膝上、泣悲而、集人民作假宮、坐置其假宮而、貢上馭使。於是、其姨飯豊王、聞欲而、令上於宮。

【史料一七】『日本書紀』顯宗即位前紀・清寧五年正月是月条

是月、皇太子億計王与天皇讓位、久而不处。由是天皇姉飯豊青皇女於忍海角刺宮、臨朝秉政、自称忍海飯豊青尊。(後略)

『古事記』では飯豊を履中の子とし、ぶれることがない。ところが、『日本書紀』では履中の子ないしは孫として登場し、矛盾が生じている。かかる事象についてはしばらくおくとして、顯宗紀においてどのような系譜がより重んじられていたのかをまずは把握することにした。

史料一七に眼を向けるに、「天皇姉飯豊青皇女」と記されている。天皇は顯宗、皇太子は仁賢で、前者が弟となる。したがって、そうした記述の場合、顯宗の姉が飯豊にあたることは動かない。しかるに、飯豊が仁賢の姉・妹のどちらに該当するのか分明ではないといえる。

この点を検するに、史料一六には、顯宗・仁賢を「焼火少子」とし、山部連小楯が二人を左右の膝の上に乘せたとする。一方、『日本書紀』顯宗即位前紀では、丹波小子と名をかえて縮見屯倉首・忍海部造細目に仕えたことが語られている。著名な顯宗・仁賢説話においては、両者は幼子として位置づけられていたことが判明する。また、『日本書紀』清寧三年七月条では、「飯豊皇女於角刺宮、与夫初交。謂人曰、一知女道。又安可異。終不願交於男。(此曰有夫、未詳也。)」とあって、飯豊はこのころ、夫をもつほどの年齢に達していたとされる。これらのことに徴するに、史料一七の記載は、飯豊を仁賢・顯宗の姉とする系譜によっていると判断される。

おそらく、それは史料七における一本の系譜に基づく公算が大きく、『日本書紀』編者、より限定すれば、清寧紀から仁賢紀にいたる巻第一五の筆録者は、むしろそのような系譜を支持していたことがくみ取られる。しかりとすれば、史料

七において最初に掲げられるべきは、譜第ではなく一本の系譜がよりふさわしくなるであろう。このようになっていないことから、『日本書紀』編者は正しい可能性がより強いと判断した系譜を必ずしも先に提示しなかった場合も存したことがうかがわれる。

それでは、譜第は何ゆえ最初に掲載されることになったのであろうか。左に卑見を披瀝することで、本章を締めくくることにしたい。

留意すべきは、『古事記』には顕宗・仁賢の母の名が記されていない点だ。また、靈龜三年（七一七）以前の成立と目される『播磨国風土記』には、それらの母に関する異伝が載録されている。

【史料一八】『播磨国風土記』美養郡条<sup>④</sup>

於奚・袁奚天皇等（中略）仍、志深村首、伊等尾之家所<sub>レ</sub>役也。因<sub>レ</sub>伊等尾新室之宴、而二子等令<sub>レ</sub>燭、仍、令<sub>レ</sub>拳<sub>レ</sub>詠辭。尔、兄弟各相讓、乃弟立詠。（中略）即諸人等、皆畏走出。尔、針間国之山門領所<sub>レ</sub>遣山部連少楯、相聞相見、語云、為<sub>レ</sub>此子、汝母手白髮命、昼者不<sub>レ</sub>食、夜者不<sub>レ</sub>寝、有生、有死、泣恋子等。仍參上、啓如<sub>レ</sub>右件、即欲哀泣、還<sub>レ</sub>遣少楯召上。仍、相見相語。（後略）

右によると、顕宗・仁賢を播磨から迎えたのは、それらの母である手白髮命であったとされる。手白髮命は、史料八に記されているごとく、仁賢の子にあたり、継体の太后になった人物としてよく知られている<sup>⑤</sup>。よって、誤りであることはまず間違いないまい。どうして手白髮命の名があげられたのか判断としないものの、二王の母の名が伝わっていなかったことと決して無縁ではないと推量される。

既述したように、『古事記』には二王の母の名が記されておらず、結局のところ、その素材となった帝紀にも書きとどめられていなかった蓋然性が強い。また、史料七、すなわち顕宗紀の冒頭にみえる顕宗の更名・来目稚子、およびその

母・葦媛は、譜第に基づき書きつづられたとみてよからう。それゆえに、両王の母の名を記す帝紀の類は、ほとんど伝来していなかったのではないかと想定される。

以上に見てきた諸点に鑑みると、譜第の系譜がはじめに掲げられるにいたったのは、顕宗・仁賢の母についてふれられていたからではないかとも思われる。ただし、史料七の一本における系譜にもまた、顕宗・仁賢などの母および祖父の名が記されていて、それが譜第の記述と重複するために省略された可能性も残されており、注意を要する。けれども、もしそうなら、一本の系譜がなぜ最初に提示されなかったのか、ますます疑問がわいてくることになる。

ここで、着目すべきは、「蟻臣者葦田宿禰子也」という記載である。葦田宿禰は史料一四・一五にみえ、履中の外舅で、かつ「葛城之會都比古」の子であったことが知られる。すなわち、顕宗・仁賢は母方においても葛城氏の血を引く人物であったことを示す記述となる。この典拠としては、譜第・一本・そのほかの書という三通りの解釈があげられる。あるいは、譜第を選択肢の一つに列ねることについては、そうであるならば、一本の前に「蟻臣者葦田宿禰子也」という一節が置かれていて然るべきであるとする批判が呈されるかもしれない。しかしながら、顕宗・仁賢の祖父、それも母方の祖父の素性に関する記述となつて、王・女王の系譜の異同をまとめることを優先した結果、最後に掲げられることになった可能性も捨て去ることができない。

察するに、「蟻臣者葦田宿禰子也」という記述は、譜第に含まれていたものであつて、一本に比して顕宗・仁賢の母の出自に関する情報がより多く盛り込まれていたがゆえに、最初に掲げられることになったのではあるまいか<sup>⑥</sup>。そして、先に保留した飯豊女王にまつわる系譜の食い違いについては、以下のように考える。すなわち、古い帝紀では飯豊は履中の子として位置づけられており、史料一四・一五・一六はそれを踏襲した。ところが、顕宗紀では顕宗・仁賢の母の出自を明示する必要性から、譜第などを参考にしたがために、飯豊を履中の孫とする相異なる系譜が登載されるにおよんだと思料される。

清寧以降、継体の即位にいたるまでの時期は、外国史料および金石文をほとんど参照することがかなわず、このころの政治過程をめぐっては、『古事記』『日本書紀』に基づき区々に論じられている<sup>⑦</sup>。その際、天皇などの外戚関係を追究していくことが重要な分析視角となることは贅言を要しまい。

譜第の成立時期に関しては、王と女王を区別することから、かなり時期が下るとらえることも可能である。けれども、『日本書紀』編者が書き換えを行ったとも想定されることから、即断は許されまい。いずれにせよ、大部分の帝紀の類には、顕宗・仁賢の母系系譜が書き込まれていなかったと推定され、それゆえに孤立した史料のごとき様相を呈する譜第の記載の信憑性に関しては、なお慎重に検討を実施していくことが肝要となろう。

かくして、史料七の譜第・一本の系譜について分析をくわえてきた。要するに、『日本書紀』巻第一五の担当者が譜第をまつ先に取り上げたのは、顕宗・仁賢の母の出自を呈示することにより重点を置いたがゆえの所産であったと推察される。おそらく、譜第は顕宗・仁賢の母やその素性、および兄弟についてふれたためずらしい資料であったと目される。そうした譜第をなんとか入手した『日本書紀』編者は、とりわけ大切にあつかい、系譜の内容に問題があることは承知の上で、大きく掲出することに踏みきったのではなからうか。

『日本書紀』編者は基本的に、正しい可能性がより高いと判断した皇子女系譜などを本文に、最初に提示するよう尽力したと考えられる。けれども、史料七の場合、そのような所為にはあてはまらず、上述した理由によって配置が決めらるにいたつたと想定される。つまるところ、史料七に関しては、特殊な事例として処理していかなければならないまい。

- ① 坂本太郎氏は、『日本書紀』の分注は後世に付加されたものではなく、おおむね原本に記されていた本注であったと考究している。その論拠の一つとして、史料三・一二における磯城津彦命に関する点をあげている（『日本書紀の分註について』『坂本太郎著作集第二巻「古事記と日本書紀」』吉川弘文館、一九八八年、初出一九五五年）。かかる見解は支持すべきものとなろう。
- ② 『日本書紀』天武二三年二月己卯条。藤原宮跡から忍海評と書かれた木簡（『木簡研究』二七）が発見され、忍海郡の前身が大室令制前に設定されていたことが明らかになった。その立評の要因の一つとして忍海角刺宮の存在をあげうる可能性

は強く、飯豊の実在性は高まったといえる。

④ 植垣節也校注・訳 新編日本古典文学全集五『風土記』、小学館、一九七七年。

⑤ 『古事記』武烈・継体段。『日本書紀』継体元年（五〇七）三月甲子条。

⑥ 譜第には、「葦田宿禰―蟻臣―夷媛」という葛城氏の系譜が記されていたと推定した。もしかかか私見が的を射たものであるとすると、その性格について一案を提出することが可能となる。『令集解』職員令治部省条に引かれる古記では、譜第について「天下人民本姓之礼名也」と説かれていた。また、『弘仁私記』序では、「凡厥天平勝室之前、感神天皇年号也。世号「法師天皇」。每一代使「天下諸氏各献「本系」。謂譜講為「本系」也。」とみえており、譜講は、諸写本における譜諫、ないしは一本における譜牒どちらかの誤記となろう。いずれにせよ、譜第も含めすべて系図の意味を有している点（諸橋轍次『大漢和辞典』巻一〇・譜の項参照）は注意されてよい。古記の解釈をも参考にすると、天下諸氏の本系と譜第とは同じ内容のものを指していることになろう。以上の事柄を考えあわせるに、顕宗即位前紀に引かれた譜第とは、帝紀の類などではなく、葛城氏あるいはその後裔を主張する氏族の氏文の類であった可能性もそうたやすくは排することができま

### 第三章 『日本書紀』の編纂時期について

本章では、主として巻第二七に含まれる史料九を分析の対象にすえ、『日本書紀』の編纂時期に関する卓見を披瀝していくことにする。

史料九では、二つの或本における皇子女系譜が分注の形で引かれている。前者に関しては、日本古典文学大系新装版

い。

⑦ 吉井敏『ヤマトタケル』（学生社、一九七七年）、岡田精司「古代の王朝交替」（亀田隆之編『古代の地方史』第三卷 畿内編、朝倉書店、一九七九年）、山尾幸久「日本古代王権形成史論」IV篇七章（岩波書店、一九八三年）、加藤謙吉「応神王朝の衰亡」（佐伯有清編『古代を考える 雄略天皇とその時代』、吉川弘文館、一九八八年、和田萃『大系日本の歴史② 古墳の時代』（小学館、一九九二年、初刊一九八八年）、松原弘宣「久米氏についての一考察」（『古代瀬戸内の地域社会』、同成社、二〇〇八年、初出一九九四年）、大橋信弥「顕宗・仁賢朝の成立をめぐる諸問題——継体朝成立前史の研究——」（『日本古代の王権と氏族』、吉川弘文館、一九九六年）、本位田菊士「五世紀末の王権と古市の天皇陵古墳——弘計・億計二王伝承の成立をめぐる——」（『日本歴史』六四七、二〇〇二年）、若井敏明「飯豊皇女と億計・弘計王」（『東アジアの古代文化』一八八、二〇〇六年）、小林敏男「飯豊皇女とラケ・オケ二王登場の歴史的背景について」（『日本古代国家の形成』、吉川弘文館、二〇〇七年）、松原弘宣「伊予の久米直と歌舞集団伝承」（『古代四国の諸様相』、創風社出版、二〇一一年）など。

『日本書紀』下には、「本文は誕生の順。この本は男女の順か」という竜頭が付されている<sup>①</sup>。また、新編日本古典文学全集四『日本書紀』③では、「正文は誕生の順、この或本には男女の順に記されている」という頭注がみえている<sup>②</sup>。なるほど、或本の筆者は、遠智娘の所生子を男女の順に記したのかもしれない。だが、そのような意図のもとで『日本書紀』編者がこれを掲げたのではない。史料二における「帝王本紀、多有「古字」」以下の分注の内容にのつとるなら、『日本書紀』編者が長幼順で記載されているととらえていたことはまず疑えないのである。

それでは、本文以外に二種類の或本における系譜が拾い上げられた原因はいったい何だったのであろうか。まずはいくつかの史料を引用し、その後でそれらに基づいて考察をめぐらせていくこととする。

【史料一九】『日本書紀』皇極三年（六四四）正月乙亥朔条

於是中臣鎌子連議曰、謀大事者、不知有輔。請納蘇我倉山田石川麻呂長女為妃、而成婚姻之昵。然後陳說、欲与計事。成之功路、莫近於茲。中大兄聞而大悅、曲從所議。中臣鎌子連即自往媒要訖。而長女所期之夜被偷於族。族謂身狹臣也。由是倉山田臣憂惶仰臥不知所為。少女怪父憂色、就而問曰、憂悔何也。父陳其由。少女曰、願勿為憂。以我奉進、亦復不晚。父便大悅遂進其女。奉以赤心、更無所忌。（後略）

【史料二〇】『日本書紀』大化五年（六四九）三月是月条

皇太子妃蘇我造媛、聞父大臣為塩所斬、傷心痛惋。惡聞塩名。所以近侍於造媛者、諱稱塩名、改曰堅塩。造媛遂因傷心而致死焉。皇太子聞造媛徂逝、愴然傷怛哀泣極甚。（後略）

【史料二一】『日本書紀』天智七年二月戊寅条

次有<sub>二</sub>遠智娘弟<sub>一</sub>、曰<sub>二</sub>姪娘<sub>一</sub>。生<sub>二</sub>御名部皇女与<sub>一</sub>阿陪皇女。阿陪皇女及<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>、居<sub>二</sub>于藤原宮<sub>一</sub>、後移<sub>二</sub>都于乃樂<sub>一</sub>。(或本云、名<sub>二</sub>姪娘<sub>一</sub>曰<sub>二</sub>桜井娘<sub>一</sub>)。(後略)

【史料二二】『日本書紀』齊明四年(六五八)五月条

五月、皇孫建王年八歲薨。今城谷上起<sub>レ</sub>殯而収。天皇本以<sub>二</sub>皇孫有順<sub>一</sub>、而器重之。故不<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>哀傷慟極甚。詔<sub>二</sub>群臣<sub>一</sub>曰、万歲千秋之後、要合<sub>二</sub>葬於朕陵<sub>一</sub>。廼作歌曰、(中略)天皇時々唱而悲哭。

【史料二三】『日本書紀』齊明四年一〇月甲子条

冬十月庚戌朔甲子、幸<sub>二</sub>紀温湯<sub>一</sub>。天皇憶<sub>二</sub>皇孫建王<sub>一</sub>、愴爾悲泣、乃口号曰、(中略)詔<sub>二</sub>秦大藏造万里<sub>一</sub>曰、伝<sub>二</sub>斯歌<sub>一</sub>、勿<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>忘<sub>一</sub>於世。

【史料二四】『日本書紀』天智六年二月戊午条

六年春二月壬辰朔戊午、合<sub>二</sub>葬天豐財重日足姬天皇与<sub>一</sub>間人皇女於小市岡上陵。是日、以<sub>二</sub>皇孫大田皇女葬於陵前之墓<sub>一</sub>。高麗・百濟・新羅皆奉<sub>二</sub>哀於御路<sub>一</sub>。皇太子謂<sub>二</sub>群臣<sub>一</sub>曰、我奉<sub>二</sub>皇太后天皇之所<sub>一</sub>勅、憂恤万民之故、不起<sub>二</sub>石槨之役<sub>一</sub>。所<sub>レ</sub>冀永代以為<sub>二</sub>鏡誠<sub>一</sub>焉。

史料九によると、蘇我山田石川麻呂の女である遠智娘は、或本では美濃津子娘とあらわされているとする。持統即位前紀でも、遠智娘の更名として分注にそれが掲げられている。また、二つ目の或本によれば、茅渟娘と遠智娘とは同一人物ということになる。

ここで、蘇我山田石川麻呂の女について概観すると、史料一九の長女・少女、史料二〇の造媛、史料二一の遠智娘の弟・姪娘のほか、孝徳妃となった乳娘が知られる。また、大化五年三月己巳に蘇我山田石川麻呂のあとを追って自殺した



妻子八人の内訳は、妻が四人、子が興志・法師・赤猪（猪）・一女の四人となることがおさえられ、ここに一女の存在が判明する。もつとも、翌日の庚午にも麻呂の妻子が多く殉死したことがみえているので、その女はまだほかに存していた公算が大きい。ともあれ、『日本書紀』から少なくとも七人の女の存在が知られるものの、同一人物である可能性のある者もまたなかには見受けられる。

史料一九に関しては、同様の話が『家伝』上巻・鎌足伝<sup>⑤</sup>にみえており、それらにおける少女を遠智娘にあてるのが通説的な理解といえる。ただし、山田英雄氏は、それと類似する新羅の金春秋（のちの武烈王）と功臣・金庾信、および後者の姉妹（妹・文姫はのちの文明王后）にまつわる話を切り口とし、説話を下敷きにしてまとめられたと推測されており、注意を要する。

さらに、史料二〇の造媛と遠智娘（美濃津子娘）とを同一人物とする傾向が強い<sup>⑥</sup>。古くは、たとえば「蘇我石川両氏系図」において、「按日本紀、天智帝為太子時、妃造媛以父石川麻呂故憂死、兆遠智媛也」とみえている<sup>⑦</sup>。造媛は三野津子・御野津子などと表記された可能性があり、それらがいつしかミノツコと誤って呼ばれるようになった結果、美濃津子と書きあらわされるにいたったことは十分に考えられる。しかるに、史料二二を前提にすれば、かかる認識には大きな陥穽が存する。史料二二には、建王が八歳で夭折したとあり、その生年は白雉二年（六五二）に求められる。とすると、その母である遠智娘はこのころに生存していたことになり、とりもなおさず大化五年に死去した造媛と同一人物と見なすわけにはいかなるのである。

この問題の解決はなかなか難しい。けれども、造媛と美濃津子娘という名の類似からすれば、同一人物とする案が浮上するのはきわめて自然となる。詮ずるところ、『日本書紀』編者はかかる理解をとうとうとしたところ、史料二二のごときそれと齟齬をきたす内容の史料に突き当たってしまったのではなからうか。このような母に関する問題により、建皇子の系譜上における位置が不安定なものになってしまったことが推察される。

くわえて、看過できないのは、建皇子にまつわる史料である。祖母・斉明は、啞である建皇子を不憫に思い寵愛した。その死にともなう斉明の悲歎の様は、史料二二・二三からありありとうかがうことができる。史料二二によれば、斉明は、今城谷の上に埋葬された建皇子を、自分が死んだ後に自身の陵に合葬するよう切望する。ところが、史料二四をみるに、自身の墓所である小市岡上陵（奈良県明日香村越に所在する牽牛子塚古墳に一致する可能性が相当に強い）にともに埋葬されたのは、娘である間人皇女であり、その前に営まれた墓におさめられたのは、その孫で建皇子の姉とされる大田皇女であった。<sup>⑩</sup> 事実は日を改めて建皇子がそこに合葬されたのかもしれないけれども、そのことを伝える史料は一切残されていない。いずれにせよ、斉明が強く願ったとする史料が存在するにもかかわらず、その陵に建皇子が合葬されたことを示す記事が見当たらない点は軽視すべきではあるまい。『日本書紀』撰者は、こうしたことを踏まえ、建皇子の実在に一抹の疑念を抱いたと解しても決して不自然とはいえないのではなからうか。

かくして、いくつかの記事から建皇子にまつわる問題点を抽出してきた。蒐集した史料を前にして『日本書紀』撰者はこのような事柄を等閑に付すことができず、畢竟、遠智娘所生の系譜を一つに絞り込むことがかなわなかったと推断する。そうであったからこそ、建皇子を記さない系譜までも表記するに踏みきったのであろう。ほかならぬ持続に係わることであったがゆえに、『日本書紀』編者は慎重な姿勢を貫いたといえる。ただし、『日本書紀』には、斉明七年正月に大田皇女が天武との間に大伯皇女をもうけたこと、<sup>⑪</sup> 天智元年に持統が草壁皇子を産んだことがみえている。<sup>⑫</sup> これらと史料二二に記されている建皇子の死亡年齢とを勘案するに、本文に掲げた系譜がもつとも妥当性を有しているといえる。『日本書紀』編者は収集した史料を斟酌し、正しい可能性のより高いものを本文に取り上げたのだ。

以上のような解釈が大筋において認められるとすると、『日本書紀』の編纂過程について改めて考えてみる必要性が生じよう。持統は、参河国への行幸から帰還して程なく、大宝二年（七〇二）一二月に永眠する。<sup>⑬</sup> もし、『日本書紀』の編修が大宝令制定前に開始されていたのなら、その編者が、言い換えれば、この巻あたりの担当者が遠智娘の所生子に関して

決定するのに逡巡をきたすことはなかったであろう。なぜなら、はつきりさせることができなければ、持統に確認すればよいからだ。たとえ幼くして建皇子が亡くなったとしても、自身の兄弟のことをよもや忘れるはずはあるまい。

『本朝後胤紹運録』<sup>④</sup>や『一代要記』春<sup>⑤</sup>によると、持統の生年は大化元年に求められる。それが信用できるかどうか問題となるものの、『日本書紀』持統即位前紀に斉明三年に天武に嫁したことがみえるので、無下に否定することはできない。いずれにせよ、物心がつく以前に建皇子が亡くなっているわけではなく、持統の記憶のなかにその存在が鮮明に焼きついていたことは確実であろう。もちろん、大宝令制前にその編修は行われていて、持統が亡くなって以降、彼女をめぐる系譜がはじめて検討の対象となった可能性は残されている。しかるに、天皇の殯宮儀礼の最後に日嗣および皇祖等之騰極次第の奏上がなされ<sup>⑥</sup>、かつ天武朝に帝紀が取り上げられていることなどから推すに、皇統譜の整理は修史においてすこぶる重要な作業であったことがうかがわれる。それゆえに、皇子女系譜の選択を後回しにするとはどう考えていたのだろうか。

持統が死去して以降、その兄弟について明らかにすることは困難を極めたであろう。右記したように、それ以前に大田皇女および建皇子は亡くなっている。また、史料二一にみえているように、遠智娘の弟である姪娘が同じく天智の嬪となつて御名部皇女と阿陪皇女とを産んでおり、彼女たちは持統などと交流が深かったものと想定される。しかるに、阿陪皇女（元明）は、その享年から逆算すれば、斉明七年の生まれとなり<sup>⑦</sup>、白雉二年に亡くなったとされる建皇子と対面することは絶対にありえない。また、その姉で和銅元年に生存が確認される御名部皇女<sup>⑧</sup>に関しては、残念ながらその生年を知ることではできない。けれども、青木和夫氏は、斉明四年の冬、父である中大兄皇子が紀温湯近くの南部に滞在している際に生まれたがゆえに、御名部と名づけられたと推定する<sup>⑨</sup>。興味深い見解であつて、これが正しいとすると、御名部皇女もまた建皇子とは没交渉であつたことが想定される。つまるところ、『日本書紀』編者は、当時の人々から建皇子に関することを聞き出すことがかなわず、手元を集めた資料を基にその長幼順などを考えていくしかすべはなかったのである。

- ① 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注、岩波書店、一九九三年。
- ② 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注・訳、小学館、一九九八年。
- ③ 『日本書紀』大化元年七月戊辰条。
- ④ 『日本書紀』大化五年三月己巳条では、妻子八人が殉死し、うち三男一女の四人が蘇我山田石川麻呂の子であったとされる。同月戊辰条には、麻呂は興志・法師・赤猪(猪)の三子と行動をとにしたことが記されており、彼らが麻呂に殉じたことが考えられる。
- ⑤ 沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉著『藤氏家伝 鎌足・貞慧・武智麻呂伝 注釈と研究』、吉川弘文館、一九九九年。
- ⑥ 『三國遺事』卷第一・太宗春秋公、『三國史記』卷第六・新羅本紀第六・文武王上(朝鮮史学会編・末松保和校訂『三國遺事』、『三國史記』(国書刊行会、一九七一年)による)。
- ⑦ 山田英雄「中臣鎌足伝について」、『日本歴史』五八、一九五三年)、同「中大兄と中臣鎌足の出会い」(『歴史公論』九一六、一九八三年)。
- ⑧ 直木孝次郎・人物叢書新装版『持統天皇』(吉川弘文館、一九八五年)
- ⑨ 年)、青木和夫『持統天皇』(『白鳳・天平の時代』、吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九八四年)など。
- ⑩ 『統群書類従』第七輯上 系図部。
- ⑪ 問人皇女は天智四年二月に死去(『日本書紀』同年同月丁酉条。大田皇女の亡くなった時期は不明)。
- ⑫ 『日本書紀』齊明七年正月甲辰条。
- ⑬ 『日本書紀』持統即位前記。
- ⑭ 『統日本紀』大宝二年二月甲寅条。
- ⑮ 『群書類従』第五輯 系譜・伝・官職部。
- ⑯ 『統神道大系』朝儀祭祀編 一代要記(一)。
- ⑰ 『日本書紀』皇極元年二月乙未条、持統二年一月乙丑条。
- ⑱ 『統日本紀』養老五年二月戊寅条に、六一歳で亡くなったことがみえる。
- ⑲ 『万葉集』卷第一・七七番歌(小島憲之・木下正俊・東野治之校注・訳 新編日本古典文学全集六『萬葉集①』、小学館、一九九四年)。
- ⑳ 青木和夫『日本の歴史』三 奈良の都、中央公論新社、二〇〇四年、初刊一九六五年。

## おわりに

以上、史料二の分注にまつわる仔細な考察を前提にして、大宝令制前に『日本書紀』の編纂がすでに実施されていたとする所説に対し疑義を呈した。森博達氏による唐人述作説は客観性に富み傾聴に値するものの、唐人を絞り込んでいくに際しては、八世紀以降に眼を配っていく必要性があらう。それでは、その撰集はいつ始まったのが問題となるけれども、小稿においてそれを詳説するゆとりはなく、すべては今後の検討にゆだねることにしたい。ここでは、ひとまず七世紀後半の修史に関する私見を開陳しておくことにする。

【史料二五】『日本書紀』天武一〇年三月丙戌条

丙戌、天皇御于大極殿、以詔川島皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大島・大山下平群臣子首、令記定帝紀及上古諸事。大島・子首親執筆以録焉。

天武の命により、皇子二人・王四人・臣下の者六人の計一二人で帝紀および上古諸事の記定作業が実施された。中臣連大島と平群臣子首が執筆にあたり記録が行われたとみえるので、何らかの成果があつたことは確実である。ちなみに、両者が筆録に従事したのは、その冠位の低さからであつたと推察される。

さて、その作業の内容を取り上げるに、具体的なことは判然としないものの、上古とあるので、舒明から天智にいたる近き世の出来事を対象としたとは考えがたい。従前からたびたび指摘されているように、川島皇子らによつて記定された帝紀および上古諸事が、『日本書紀』編纂の素材として活用された可能性は相当に高いといえる。安康紀には、坂本臣の祖・根使主の讒言によつて大草香皇子が殺害された際、彼に仕えていた難波吉師日香蚊ら父子三人が殉死をとげたとみえる。のち雄略の治世下になつて、根使主の悪事が露見し罰せられるとともに、難波吉士日香香の子孫には大草香部吉士の姓を与えるなどの処置がとられたとされる。日香蚊（香）に関する伝承は、太安万侶が「稗田阿礼所誦之勅語旧辞」を「子細採摭」して完成させた『古事記』にはみえず、もと草香部吉士であつた難波連大形が記定作業の折に上古諸事のうちに挿入した公算が大きい。

ところで、史料二五に関してゆるがせにできないのは、帝紀や上古諸事を一つにまとめて『古事記』や『日本書紀』のような書物を作成しようとしていたわけではない点だ。史料二五との関連性を明らかにすることはなかなか難しいものの、『古事記』序に引かれる天武の詔においても、そういった意図を読み取ることはできない。中臣大島・平群子首と筆録者が二人なのは、それぞれ帝紀・上古諸事のどちらかを担当したからと解するのが自然である。そして、皇子一人・王二

人・臣下の者三人の二つのグループにわかれ、それぞれが主として帝紀・上古諸事の内容の検覈にあたつたととらえるのもあながち無稽とはいえない<sup>⑤</sup>。その是非はおくとしても、天武は、『古事記』ないしは『日本書紀』のような史書の編纂を構想していたわけではなく、古くから伝えられてきた帝紀・旧辞という枠組を温存しつつ、修史を展開しようとして企図していたというのが正鵠を射ているのではあるまいか。

続いて、着目すべきは、左の史料である。

【史料二六】『日本書紀』持統五年八月辛亥条

八月己亥朔辛亥、詔十八氏、(大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穗積・阿曇。)上進其祖等墓記。

大三輪氏ら一八氏に提出が命じられた墓記に関しては、『日本書紀』編修の資料として用いられたとするのが通説的な理解であるといえる<sup>⑥</sup>。しかるに、「其祖等墓記」を素直に解釈するならば、大三輪氏ら一八氏の氏祖たちが眠る墓(古墳)の所在をそれぞれまとめた書類とみるべきで、かかる主張にはにわかに賛同することができない。この点については、稿を改めて詳説していくことにしたい。

かくして、従前より注目されてきた二つの記事を取り上げて、七世紀後半における修史について検討を行った。端的に述べれば、かなり古い時代を叙述の対象としていたと目される天武朝の修史以外には、その実施を確認することができない。もつとも、天武一〇年の帝紀および上古諸事の記定作業と、『古事記』序の語る稗田阿礼による帝皇日継および先代旧辞の誦習との関連性をどう理解するのか、かつ時系列上にどのように配列していくのかについては、後日の詳論に期さなければならぬ。けれども、前者の成果が『日本書紀』として結実するにいたつたととらえて大過ないものと推考する。

以上、『日本書紀』の編修過程に関する卑見を長々と素描してきた。史料二の欽明二年三月条の分注を中心にすえて分析を行った結果、その編纂は、天武朝から長期間にわたって断続的に実施されたのではなく、大宝令制下において展開されたというのが穏当であると考えるにいたった。しかしながら、屢述したように、綿密に検討を重ねていかなければならない課題が山積しているのは事実であり、今後はそれらを一つ一つ解決するようよりいっそう努力していく所存である。

① 最近、井上亘氏は、森氏の見解を全面的に批判している（『日本書紀』の謎は解けたか）〔大山誠一編『日本書紀の謎と聖徳太子』、平凡社、二〇一一年〕。これに対しては、すでに森氏による反論が提出されている（はじめに注⑦前掲書、二〇一一年）。浅学のゆえに、両者の主張の当否を見極めることができず、それゆえに後日の研究に期することにした。

② 『日本書紀』安康元年二月戊辰朔条。

③ 『日本書紀』雄略一四年四月甲午朔条。

④ 『日本書紀』天武一〇年正月丁丑条。

⑤ すでに山尾幸久氏が、かかる考説を呈示されている（第一章注⑨前掲論文）。なお、後藤四郎氏は、親王・諸王六人が帝紀を、臣下の者

六人が対外関係・神祇関係といった各分野ごとにわかれて上古諸事を担当したと推測している（天武十年三月丙戌条の解釈について）〔新訂増補国史大系月報〕六三、吉川弘文館、一九六七年〕。

⑥ 坂本太郎『纂記と日本書紀』（第二章注①前掲書、初出一九四六年、加藤謙吉『日本書紀』とその原資料——七世紀の編纂事業を中心として——）〔日本史研究〕四九八、二〇〇四年）など。なお、かかる認識に対する批判としては、さしずめ川副武胤『正史のいはゆる史書編纂関係記事について——記・紀・風土記の成立に関する試論——』〔古事記及び日本書紀の研究〕、風間書房、一九七六年、初出一九六八年）を参照のこと。

（京都大学文化財総合研究センター助教）

# An Introduction to a Theory on the Compilation of the *Nihon shoki*

by

SASAKAWA Naoki

The study of the compilation of the *Nihon shoki* (*Chronicles of Japan*) has been carried on for centuries. In recent times attempts at clarifying the issue have been conducted in various disciplines and have not been restricted to history. Nevertheless, there are no primary sources that provide concrete accounts of the process, and one can detect a tendency to slip haphazardly into arbitrary interpretations. As a result, the only remaining method is to take an internal approach, making a comparative analysis of events described in the work in order to clarify the issue.

Grounded firmly on this understanding, this article begins with the annotation to the entry for the third month of Kinmei 2 (541) in the main account of the imperial biography with the aim of elucidating an aspect of the historical facts concerning the compilation of the *Nihon shoki* and also the dating of the start of the compilation process of the *Nihon shoki*.

The annotations for the third month of Kinmei 2 indicate that when confronted with the problem of determining the legitimacy of multiple lineages of imperial offspring, the compilers of the *Nihon shoki* adopted the policy of noting them in the main section and accompanying annotations. However, the problem is that these passages that correspond to an explanatory note, or legend, for the *Nihon shoki* inexplicably first appear in the 19th fascicle. When looking through the *Nihon shoki*, one can see multiple lineages of imperial offspring are taken up prior to the 19th fascicle. Thus it would seem appropriate for those explanatory passages to have been appended to the places where the multiple imperial lineages were first addressed. Then, in considering why this sort of annotation was attached to the record of Kinmei's reign, it can be surmised that it was because these variant opinions that were incorporated in this work were the most numerous. Presumably, the compilers of the *Nihon shoki*, having the opportunity to create a fascicle devoted to lineages, must have grasped the fact that a lineage of the offspring of Kinmei would have been the most numerous. That being the case, it can be surmised that it is reason the



passages that are equivalent of explanatory notes of the *Nihon shoki* were included in the 19th fascicle.

In addition, one can deduce the fact that the compilers of the *Nihon shoki* strove as much as possible to include only the lineage with the strongest possibility of being correct in the main section (although there were some exceptions) when including multiple lineages of imperial offspring.

Finally, regarding the period of the compilation of the *Nihon shoki*, it can be said that the general understanding has been that it was carried out intermittently over a lengthy period from the reign of Emperor Shōmu to that of Shōgen. However, the multiple lineages of imperial offspring in the entry for the second month, *tsuchinoe-tora*, of Tenchi 7 (668) of the *Nihon shoki*, cannot be neglected as long as one pursues this problem. Judging from the form of these lineages, it is possible to discern that there arose confusion among the compilers of the *Nihon shoki* regarding whether Prince Takeru should be included. Nevertheless, in regard to the problem of Prince Takeru, it could have easily been solved by consulting his elder sister Jitō. Ultimately, it can be made clear that the 27th fascicle, which includes the lineage concerned with Takeru, was edited after the death of Jitō in the 12th month of Taihō 2 (702). In addition, concerning two records from the close of the 7th century that have heretofore been thought to be related to the compilation of the *Nihon shoki*, it would be more prudent to consider them separately to understand the problem. As a result, weighing these factors in terms of the compilation of the *Nihon shoki*, the work should probably be judged as having been begun under rubric of the Taihō legal system.

## Tokugawa Ieyasu's Policies toward the Temples during the Keichō Era

by

HAYASHI Akihiro

Since the time of Tsuji Zennosuke, the early-modern policy toward Buddhist temples has been understood in terms of control by the shogunal regime. In contrast, Somada Yoshio argued that policy toward the temples was a passive one premised on maneuvering by the temples and denied that